

# 評議員及び役員費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小栗保育園（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員・理事及び監事（以下「役員」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 評議員会・理事会及び役員研修等に出席する役員に対して、その費用を弁償することができる。費用弁償の種類は、交通費、日当及び宿泊料とする。

2 交通費は、役員の居住地から計算し、旅費支給規程に準じて、実費額とする。

3 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき5,000円

宿泊費 実 費（ただし上限を1泊15,000円とする。）

4 監事が定款第19条第1項の規定により監査した時は、前2項の規定を準用する。

(改正)

第3条 この規程の改正については、理事会及び評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和04年 4月 1日から施行する。